

# 通所リハビリテーション重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

通所リハビリテーションの提供に当たり事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

## 1 通所リハビリテーションサービスを提供する事業者

事業所 開設者	三重県
事業所 法人名	社会福祉法人 三重県厚生事業団
代表者役職・氏名	理事長 高野 吉雄
所在地・連絡先	三重県津市一身田大古曾 670 番地 2 TEL 059-233-4789 FAX 059-236-5880

## 2 サービスを提供する事業所の概要

事業所名	三重県身体障害者総合福祉センター
管理者役職・氏名	診療部長 加藤 佑基
所在地・連絡先	三重県津市一身田大古曾 670 番地 2 TEL 059-231-0155 FAX 059-231-0614
指定番号	2410505347
サービス提供地域	主として旧津市の区域
利用定員	要介護の利用者 1 単位 10 人

## 3 事業の目的及び運営方針とサービス内容

目的 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮し適正なりハビリテーションを提供します。

運営方針 利用者の身体機能状態を評価し、医師と共に通所リハビリテーション計画書を作成し、心身機能の維持回復ための目標を達成できるよう努めます。事業の実施にあたっては、関係市町、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護サービス提供機関との連携に努めます。

サービス内容 理学療法、作業療法、言語聴覚療法のリハビリテーションを行い、入浴、送迎、食事サービスは行っていません。

#### 4 職員体制

- (1) 管理者 医師（常勤 1名）
- (2) 従業者 理学療法士（常勤 1名） 作業療法士（常勤 1名）  
言語聴覚士（常勤 1名） 看護師（常勤 1名）

#### 5 営業日時

- (1) 営業日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
- (2) サービス提供日時 火曜日・木曜日のみ 8時45分～11時55分  
月曜日～金曜日 13時00分～16時10分
- (3) 休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日  
年末年始（12月29日～1月3日）

#### 6 サービスの概要と利用料金

【通所リハビリテーション費】 1日につき (\*1単位=10.33円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
所要時間1時間以上2時間未満	369単位	398単位	429単位	458単位	491単位
所要時間2時間以上3時間未満	383単位	439単位	498単位	555単位	612単位
所要時間3時間以上4時間未満	486単位	565単位	643単位	743単位	842単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位				
送迎減算	△片道47単位 △往復94単位				

#### 7 お支払い方法

利用翌月の2日以降に、受付窓口で利用合計額をお伝えいたします。料金表に従い、1割又は一定以上の所得のある方は2割、現役並みの所得のある方は3割をお支払いください。現金でのお支払いをお願いしております。

\*（別紙）通所リハビリテーションの利用例を参考にしてください。

#### 8 サービスの内容等の記録作成・保管

サービスを提供した際には、その提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項、その他必要な記録を書面に記載し、その完結の日から5年間保管します。

#### 9 サービスの変更・追加について

サービスの時間変更や新たなサービス利用日の追加をご希望される場合は、いつでもお申し出ください。事業所の稼働日内で、ご希望に沿ったサービス提供ができるよう調整いたします。

## 10 サービスの終了について

次の場合にサービスは終了となります。

- (1) 利用者のご都合でサービスの終了を希望された場合
- (2) 利用者のサービス利用料金の支払いが、3カ月以上遅延し料金を支払うように催告したにもかかわらず1カ月以内に支払わない場合。
- (3) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気などにより、2カ月以上にわたってサービスが利用できない状態が明らかになった場合。
- (4) 利用者や家族が他の利用者又は職員に対して通所リハビリテーションサービスの実施が困難となる等の迷惑行為その改善が認められない場合。
- (5) 利用者の要介護区分が、要支援や自立とされた場合
- (6) 利用者が介護保険施設などに入所された場合や死亡された場合

## 11 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するリハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者の居宅介護支援事業者に連絡を行い、必要時には市町にも連絡します。

また、利用者に対するリハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

## 12 緊急時の対応方法

事業所は、利用者の体調や容態の急変等が生じた場合は、速やかに管理者（医師）と家族に連絡し必要な対応を行います。対応が困難な場合は、主治医へ連絡を行い適切な対応を講じます。

## 12 非常災害対策

事業所は非常災害時には、災害対策マニュアルに基づき避難・救出を行います。

防災訓練は、消防計画に基づき年1回実施しています。

## 13 虐待防止対策

事業所は、定期的に虐待防止委員会を開催し、虐待防止のための指針の整備をしています。その内容は、職員に周知徹底します。また、虐待防止対策に関する研修も実施しています。事業所は、虐待防止に関する担当者を管理者に決め、虐待発生時の相談に応じます。虐待の事案と判断した場合は、速やかに、これを市・町に報告します。

#### 1.4 衛生管理等

事業所は、サービス提供中に用いる食器や水について衛生的な管理に努めています。定期的に感染対策委員会を開催し、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。その内容は、職員に周知徹底します。また、感染予防に関する研修会や訓練も実施しています。

サービス提供中に感染症の発生や、まん延の兆しが見られた時は、感染対策委員会の指示に従い適切な対策を行い、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

#### 1.5 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や、非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するためや、早期に業務再開できるように業務継続計画を策定します。また、職員に業務継続計画について周知徹底し、定期的に研修会や訓練を行います。

#### 1.6 ハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための対策を行います。

利用者及び利用者の家族、その他の関係者により当事業所職員に対しての暴力や暴言等の法令違反、セクハラ行為、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、関係機関へ連絡・相談し、サービスの中断や契約の解除をします。

#### 1.7 個人情報の保護及び秘密保持等

事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を漏らしません。また、当事業所の職員でなくなった後においても、秘密が漏れないよう事業所は必要な措置を講じます。さらに利用者およびその家族の個人情報はサービス担当者会議など業務上必要な場合を除き、第三者に提供しません。

#### 1.8 サービス内容に対する苦情

事業所の窓口担当者

管理課長 大竹 典子

電話番号 059-231-0155

受付時間 平日 8時30分～17時15分（祝日、年末年始は除く）

その他の窓口

津市役所 健康福祉部介護保険課

電話番号 059-229-3149

三重県国民健康保険団体連合会

電話番号 059-222-4165

令和 年 月 日

事業者は通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

【法人名】 社会福祉法人 三重県厚生事業団  
【事業所名】 三重県身体障害者総合福祉センター  
【事業所住所】 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2  
【管理者名】 加藤 佑基 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所リハビリテーションについて重要事項の説明を受けました。

ご利用者

【住 所】

【氏 名】 印

ご家族または代理人

【住 所】

【氏 名】 印